

質問検査権の行使について説明し、その法的問題点について述べなさい。

1. 質問検査権の行使の意義：税務職員が行う税務調査には以下の4種類の方法がある。(1) 納税義務者の同意を得ていつでも行うことができる「純粋な任意調査」は、明確な法規定がなく内容や方法についても規定はない。(2) 租税の公平、確実な賦課徴収を目的とした課税処分のための調査である「質問検査権の行使を伴う調査」は諸税法等に規定されている間接強制を伴う任意調査である。(3) 国税徴収法による「滞納処分のための調査」は基本的には任意調査であるが罰則があり強制調査である。(4) 国税犯則取締法による「犯則事件の強制調査」は法に基づき質問・検査は任意であるが、臨検、搜索、押収することができる強制調査となる。(2)に述べた質問検査権の行使を伴う税務調査の目的は、租税の公平、確実な賦課徴収をすることまたは、更正・決定および賦課決定を行うことにある。そして規定により客観的に見て必要のあるときに行うことができる調査である。この税務調査には、税務職員が課税要件事実について関係者に質問し関係する物件を検査し、必要な資料の取得収集する権限が認められている。これは納税者の任意の協力が得られるとは限らないからである。この調査が適法な質問や検査であれば、納税者はその質問に答え、検査に対して受忍する義務があり、質問に対して答えず検査を拒否したり妨害すると刑罰が科せられる。この罰則規定は租税行政の実効性を確実なものにしている。ただし、この税務調査は目的にある通り犯則の調査を目的とするものではなく、行政調査であり、納税者の意に反して事務所に入り物件を検査するような強制調査を認めるものではないとされている。しかし、質問検査権の行使を伴う税務調査は結果的には公権力を行使するものであり、間接的に強制力を伴った調査になりかねない。

2. 質問検査権の法的問題点：(1)に述べた「純粋な任意調査」は、税法に規定がなく法的効果を伴わない。従って納税者は任意に対応すればいいが、令状がないため質問検査権の行使を伴う調査に至るかもしれない不安がある。令状の要否は、憲法35条1項に定める令状主義は主に刑事責任追及の手順のためであり、行政行為には必要なしとしている。しかし、(2)に述べた質問検査権の行使による調査となれば、受忍義務が生じ、不答弁や検査拒否は許されなくなる。このような状況の下で収集された資料や提出した書類は、訴訟等において証拠能力を持った資料となる。このような現状は、所得税法や法人税法で規定している「質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という規定に対して犯罪捜査に切り替えられて憲法35条の保護も得られなくなることになる。憲法38条の「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」ということに対しても、質問に不答弁であれば刑罰が科せられるということは黙秘権が認められないことになる。

3. 判例について：(1)最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定の質問検査権(1)では「任意調査」の意味を「純粋の任意調査」に対して「準強制調査」または「間接強制調査」を

区別している。これは具体的必要性が存在する場合のみ可能としている。また、調査の必要性について相手に説明・開示することが調査を要求する上に必要であると述べている。

(2) 最高裁昭和 47 年 11 月 22 日大法廷判決の質問検査権(2)では、憲法 35 条 1 項の令状主義と同 38 条 1 項の黙秘権については刑事手続きに関する規定であり、行政調査手続きには直接適用しないと判じている。一方で課税の適正公正のため、調査を阻害する国の課税権に対する侵害や危険を防止するため間接強制調査は合憲であるとしている。また、行政調査としての質問調査には裁判所の令状は不要で、納税者には供述義務があることを認めている。(3) 最高裁昭和 59 年 3 月 27 日第三小法廷判決の「犯則嫌疑者に対する質問調査手順と憲法 38 条 1 項」については、国税犯則取締法は犯則事件の捜査のため嫌疑者に対する質問のほかに検査、領置、臨検、搜索又は差押等を認めている。しかし調査手続きの性質は行政手続きであり刑事手続ではないとしている。犯則事件が告発により刑事事件になり、刑事手続に移行した。従って憲法 38 条 1 項の供述拒否権の保障が及ぶものとなった。このとき供述拒否権の告知がなされなかったからと言って憲法違反とはならない。(4) 最高裁平成 16 年 1 月 20 日第二小法廷決定の「質問検査で取得収集した証拠資料の犯則事件での利用」：法人税法 156 条には税務調査の権限は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と規定されている。しかし、質問検査の過程で犯則事実が判明したとき犯則調査に移行することが認められ、行政調査の過程で得た資料は「一応別個の問題」として証拠資料となる。税務調査と犯則調査を明確にすることが課題である。 (B)